

中国製冷凍ギョウザ問題

～ 課題が明らかになった輸入食品の安全対策～

農林水産委員会調査室 はしもと たかよし
橋本 貴義

平成 20 年 1 月 30 日、厚生労働省は中国・河北省の天^{てん}洋食品が製造した冷凍ギョウザ（2 品目）を食べた人がけいれんや意識を失うなどの中毒症状を訴え、残留物などから高濃度の有機リン系殺虫剤メタミドホスが検出されたと発表した。また、2 月 5 日には同じ種類の製品から有機リン系殺虫剤ジクロルボスが検出されたことが明らかになった¹。農薬が混入した経緯は未だ特定されていないが、検出農薬の成分（純度、濃度）や製品の流通経路などから、我が国政府は、農薬の混入は日本国内ではなく中国国内で起こった可能性が強いと見ている²。しかし、農薬がいつ、どこで、なぜ混入したのかという問題とともに、今回の問題では我が国の輸入食品の安全対策についても課題を浮き彫りにした。

本稿では、中国製冷凍ギョウザ問題の経緯と我が国の検疫体制を概観した上で、我が国の輸入食品の安全対策の課題点について述べる（文中の事実関係や政府方針等については、執筆時現在 20 年 2 月 18 日 のもの）。

1. 問題の経緯

今回問題となっている冷凍ギョウザを食べたことによる健康被害が確認されているのは、平成 19 年 10 月に製造されたギョウザを食べた 3 家族 10 人である（表 1）。このほかにも全国の保健所等には 5 千件を超える健康被害の報告等があるが、有機リン系農薬中毒が疑われるケースは見られない（厚生労働省発表。20 年 2 月 15 日時点）。

表 1 農薬の検出例

検出が確認された地域	冷凍ギョウザの製造日 (平成 19 年)	検出農薬 (有機リン系殺虫剤)	健康被害 (有機リン系農薬中毒)
千葉市	10.20	メタミドホス	1 家族 2 人
千葉県(市川市)			1 家族 5 人
兵庫県(高砂市)			1 家族 3 人
大阪府(枚方市)	10.1		報告なし
福島県(喜多方市)	6.3	ジクロルボス	
徳島県(徳島市など)	3.22、3.29、4.21	ジクロルボス*	
千葉市、埼玉県(狭山市など)、長野県(長野市など)	9.8	メタミドホス*	
東京都(狛江市)	7.22	ジクロルボス*	
大阪市 業務用フライ	9.15、9.26	メタミドホス*	

(出所) 新聞報道より作成 * 検出濃度がごく微量のケース

厚生労働省は、問題の冷凍ギョウザ（ジェイティフーズ（本社：東京都品川区）が天洋食品に製造を委託し、輸入。）の摂取を避けるよう消費者に呼び掛けるとともに、安全性が確認されるまでの間、天洋食品で製造されたすべての製品の輸入・販売を中止するよう事業者に要請した。

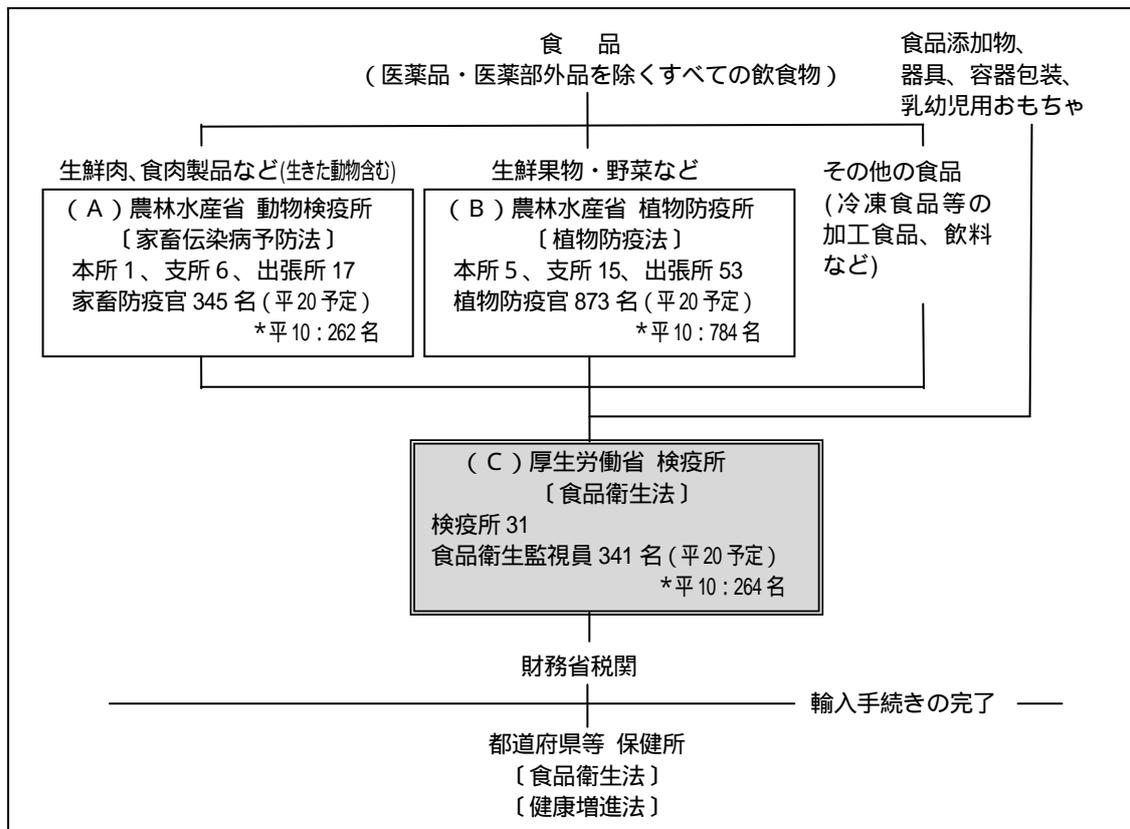
また、千葉、兵庫両県警は、メタミドホスが故意に混入された疑いがあるとして、殺人未遂容疑などで共同捜査本部を設置したほか（2月5日）、検出された農薬成分の分析を進めている³。

中国政府に対しては、早期の原因究明を要請しているほか、我が国政府から調査団（内閣府ほか3省の担当者4名）を派遣し（2月4日～同月7日）、天洋食品の工場内の衛生状況等を調査した。その結果、操業停止中のため工場の生産ラインの稼働状況を調査できなかったが、視察の範囲内では特に衛生管理に問題は見られなかった。なお、中国からは調査団が来日し、日中両国が協力して事実解明に努力することで合意したほか、我が国の検疫施設の視察等を行った。

2．輸入食品に対するチェック体制の現状

我が国は、輸入食品に対し、図1のようなチェック体制（輸入検疫）を敷いている。

図1 輸入食品に対するチェック体制



(出所) 厚生労働省「第19回食品衛生行政専門家研修」資料等より作成

図1のうち、動物検疫(A)は生鮮肉、食肉製品及び生きた動物を対象に、家畜伝染病

の流入を防ぐことを目的に行われる（家畜伝染病予防法）。また、植物防疫（B）は、生鮮果実や野菜を対象に、病虫害の流入を防ぐことを目的に行われる（植物防疫法）。これらを輸入する業者等は、所定の検査・手続きを経る必要があるほか、品目によっては輸出国政府発行の検査証明書の添付が義務付けられる。

厚生労働省が行う検査（C）は、食品衛生と国民の健康保護の観点から、今回問題となった冷凍ギョウザなどの加工食品をはじめ、生鮮食品、飲料、調味料など食料品全般のほか、食品添加物、食料品を入れる容器・包装、乳幼児の口に触れやすいおもちゃなどを対象に、残留農薬、大腸菌、カビ毒などの検査が行われている（食品衛生法）。この検査では、輸入業者等からの輸入届出に基づき、書類審査、抽出検査が行われるほか、違反の蓋然性の高いものについては厚生労働大臣が輸入の都度命令する検査に合格しなければ輸入・流通を認めない措置（命令検査）がとられる。さらに、危害の発生防止の観点から必要がある場合には、個別の検査を経なくても特定の国からの特定の食品の輸入を厚生労働大臣が禁止できる「包括的輸入禁止」措置をとることが可能である。

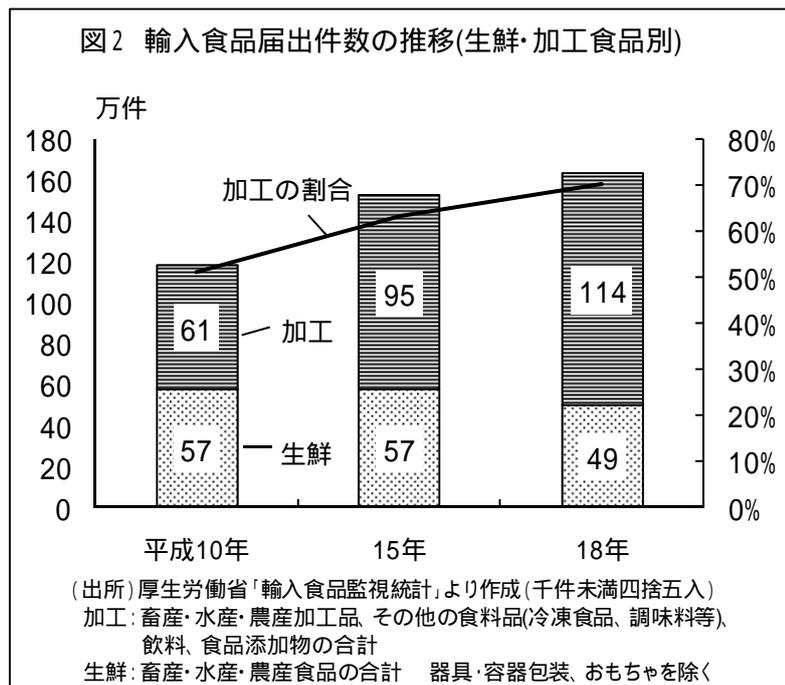
3. 輸入食品の安全対策における課題

農薬が混入した原因について未だ特定するには至っていないが、原因の如何にかかわらず、今回の件では我が国の輸入食品に対する検疫体制等にも課題が残った。

（1）加工食品に対する残留農薬検査

まず加工食品に対する残留農薬のチェック体制である。厚生労働省の行う検査（図1中のC）は、食料品全般に対し、カビ毒、貝毒、大腸菌群、残留農薬、抗菌性物質等の項目に従ってチェックするものであり、基本的に生鮮、加工によって区別をしていない。しかし、通常、加工食品は大腸菌や細菌等の検査は行われるものの残留農薬検査は行われていない。その理由は、残留農薬検査は素材ごとに行う必要があり、ギョウザのように、野菜、食肉など多くの原材料が交じり合う加工食品の場合には、技術的にも時間的にもそれが困難であるためである。他方、加工度の低い冷凍ホウレンソウなどは、素材がほぼ原型をとどめ、農薬成分の検出が容易なため、残留農薬検査は通常実施されている。

我が国の食品輸入は年々増加し、中でも加工食品は、生産コストが国内より割安なアジア地域からの輸入を中心に大き



な伸びを見せ、輸入届出件数に占める加工食品の割合は平成 10 年の 50%から 18 年には 70%へと大きく拡大している(図 2)。したがって残留農薬検査についても、加工食品の増加という食品輸入の構造変化への対応が迫られている。

これに関しては、国家公務員の定員削減など行政のスリム化が求められる中、国は検査要員の増員をはじめ加工食品の残留農薬検査体制の強化を図る方針であるが、どこまで体制を強化できるのか定かではない。また、これまで困難としていた加工食品の残留農薬検査を今後効率的に実施するための技術的課題をどう解決していくのかも注目される。

なお、検疫段階の検査はあくまで輸入貨物の一部(すべての輸入届出に対して 1 割程度)にとどまるため、それをすり抜けて国内流通してしまう可能性はどうしても排除できない。したがって、国内で流通する食品全般の検査を行っている都道府県等の体制強化も併せて求められる。

(2) 輸入元の情報収集

今回の問題について、国は農薬が故意に混入された可能性も念頭に置き、刑事事件としての捜査を進める考えだが、我が国は中国との間で警察当局同士の捜査を可能とする刑事共助条約をまだ批准していないため(19 年 12 月署名済み)、当面は外交ルートを通じた捜査共助によるほかない。その場合には捜査の効率性がそがれることも考えられ、真相究明には時間がかかるのではとの見方も出ている。

また、国は食品安全を担当する職員を北京の日本大使館に常駐させる方針を明らかにした(2 月 8 日の関係閣僚会議)。我が国の輸入食品に占める中国産の割合の高さ⁴に照らし、輸出元における食品関連情報の収集を行う意味は大きいと言える。ただ、広大な中国における食料生産の実態をある程度把握するだけでも相当の体制が必要であり、また情報を活かすための手続(中国政府等に対する改善要請や我が国の水際体制の強化など)についてもあらかじめ慎重に検討しておかなければなるまい。さらには、中国にだけこのような体制で臨むことが貿易摩擦、ひいては外交摩擦に発展しないか懸念される部分もある。

(3) 関係行政機関の連携

厚生労働省が中国製冷凍ギョウザによる健康被害を把握したのは、最初の被害と見られる千葉市のケース(19 年 12 月 28 日発生)から 1 か月後の 20 年 1 月 29 日である。この間、農薬と健康被害の因果関係が確認されているだけでも、さらに 2 家族 8 名に被害が拡大した。このように厚生労働省が事態の把握に多くの時間を要した最大の原因は、関係自治体や食品事業者に寄せられた健康被害や商品に関する苦情がいずれも個別の事案として処理され、情報同士を結びつける連携が十分なされなかったことである。

また、食中毒患者の発生情報を厚生労働省に集約するスキームも機能しなかった。食品衛生法(第 58 条)では、厚生労働省令で定める基準に該当する食中毒事案が発生した場合、都道府県知事等から厚生労働大臣への報告を義務付けている。報告基準(同法施行規則第 73 条)には、「食中毒患者が 50 人以上発生」、「50 人未満であっても死者が発生」などのほか、「輸入食品に起因する場合」も掲げられているが、今回は輸入食品に起因するケースであったにもかかわらず、関係県(千葉、兵庫)から厚生労働省へ報告がされていなかったことが判明している。

厚生労働省は、都道府県等から大臣への報告対象に「重篤な事例」等を加える考えであるが⁵、患者の診断に当たる現場医療機関における混乱の防止や、報告対象の追加によって増加することも想定される事案の処理体制の整備があらかじめ求められる。そのほか、健康被害の情報が医療機関ではなく地域の消費者センター等に寄せられるケースも考えられるため、現場の関係機関同士の連携も必要となろう。

(4) 加工食品の原料原産地表示の在り方

JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に基づく加工食品品質表示基準等では、完成品として輸入された加工食品については「原産国」の表示を義務付けている。一方、国内で製造された加工食品の原料の生産地（原料原産地）については、生鮮食品に近い加工食品（乾燥きのこ類、カット野菜ミックス、タレ漬けした牛肉等 20 食品群）と農産物漬物、うなぎ加工品等 4 品目であって、原材料に占める重量割合が 50% 以上の「主な原材料」に限り表示を義務付けている（表 2。「主な原材料」の原産国が 2 か国以上から成る場合は最低でも上位 2 か国まで表示）。また、飲食店等で提供される料理には原料原産地の表示義務はなく、農林水産省ガイドラインに基づき表示が推奨されている。

表 2 JAS法における原産国、原料原産地表示のしくみ（概要）

	生鮮食品 <例 トマト>	加工食品		
		完成品を輸入 <例 鶏唐揚げ>	国内で製造	
			20 食品群 + 漬物等 4 品目 (=生鮮食品に近い加工品) <例 カット野菜ミックス>	左以外 (=加工度の高い加工品) <例 冷凍春巻き>
原産国	必要 (例 米国産)	必要 (例 タイ産)	任意 (例 国内産)	
原料原産地	-	不要	必要 * (例 レタス：韓国産)	不要

* 容器又は包装の面積が 30 cm²以下の場合省略可能 (出所) 法令をもとに作成

加工食品の原料原産地表示の対象を「生鮮食品に近いもの」に限定している理由は、素材が高度に加工されるにしたがって、原料の種類や生産地も多岐にわたり、その場合には産地情報の把握が容易でないこと、表示が複雑化すること、その他、原料の調達先が頻繁に変わる場合には包装の切り替えが煩雑で中小業者では対応が難しいことなどが挙げられる。また、原料原産地表示をはじめ、食品表示は商品選択の際の参考情報であり、これをもって食品としての安全性を保証するものではないことにも留意する必要である。

しかし、現行制度はそもそも分かりにくく、また消費者の商品選択（特定国の食材を好む又は避ける等）の幅を広げる観点からも、加工度の高低を問わず、広く原料原産地の表示を義務付けるべきとの指摘が多い。

原料原産地表示の充実、国産食材の需要拡大や食料自給率のアップにつながるの期

待がある一方、食品製造コストの増加と小売価格の上昇を招く可能性もある⁶。両者の調和を図りながら、表示制度の充実を望む声に対して国がどう対応するかが注目される⁷。

むすび

輸入食品に限らず、食品の安全性確保は行政のチェックだけで図られるものではない。とりわけ、多くの原料から製造され、いくつもの製造・流通工程をたどる加工食品については、それを扱う事業者による的確な対策（トレーサビリティ、現地調査、商品の抽出検査等）がまず求められる。今回の問題でも、冷凍ギョウザの輸入元や販売事業者には異臭などの苦情が度々寄せられていたにもかかわらず、原因が特定されぬまま調査を打ち切るなど、製品の安全性を最優先すべき食品事業者としての姿勢が疑われる対応が次々と明らかになった。企業の自主性に委ねられている苦情処理体制の強化についても、国は指導力を発揮すべきであろう。

また、カロリーベースで6割の食料を海外に依存している我が国の食の在り方にも問題を提起した。今回の問題は、海外で製造される食料の安全性の確保がいかに難しいかを痛感させる出来事となった。私たちの身近で生産される新鮮で安心できる食材の素晴らしさを改めて見直し、それが消費スタイルの大宗となる契機としたい。

政府は、2月6日、「消費者行政推進担当大臣」ポストを新たに設け、2月8日には、食品安全をはじめ消費者行政全般を一元的に担う新組織の具体案を検討するため、内閣官房に「消費者行政推進会議」を設置した（5月までに結論を出す方針）。分野ごとに細分化されている消費者行政が消費者にとって分かりやすく、かつ、実効性の高い体制に転換されることが期待される。

¹ メタミドホスは、野菜のアブラムシ駆除などに用いられる殺虫剤で、中国では平成18年まで使用が認められていた（我が国では農薬登録されておらず、製造・使用は禁止）。ジクロルボスは、我が国でも農薬登録があり、野菜、茶、花き等、幅広い作物に使用されている。海外では、中国、米国、豪州等において殺虫剤として農薬登録されている。両剤とも急性症状としては胃けいれん、けいれん、下痢、吐き気、嘔吐などがある。

² 町村官房長官は、2月8日の記者会見で「断定する状況にない」としつつも「商品密封前に混入されたということであれば、常識的には『現地の工場で』と考える」と発言（『日本経済新聞』夕刊（平20.2.8））。一方、中国国家品質監督検査検疫総局の魏伝忠副局長は、2月13日の記者会見で「生産から輸出までの各段階で異常はなく、人為的な破壊の可能性はほぼ存在していない」と発表（『毎日新聞』（平20.2.14））。なお、中国公安当局は工場関係者等に対する事情聴取を行うなど事件性の面から捜査を続けているが、捜査に関する正式な発表はまだ行われていない。

³ 2種類のギョウザから検出されたメタミドホスを千葉、兵庫両県警が分析したところ、不純物の混合割合の違いなどから国内で製造された農薬ではないと断定し、今後、警察庁科学警察研究所でより詳細な鑑定を行うことにしている（『読売新聞』（平20.2.16））。

⁴ 我が国の農林水産物輸入額（平成18年：約8兆1千億円）の国別順位（上位5位）は、米国（構成比22%）、中国（15%）、EU（11%）、豪州（8%）、カナダ（6%）（財務省「貿易統計」）。

⁵ 『日本経済新聞』夕刊（平20.2.14）。

⁶ 日清食品の安藤宏基社長「ありっこないことが起きる時代。起こりえることをすべてもう一度ゼロからチェックしていくが、検査体制強化には10億、20億円単位でお金がかかる」（『朝日新聞』（平20.2.6））。

⁷ 東京都の石原知事は、2月8日の記者会見で、原料原産地表示が必要な加工食品の対象が20食品群等に限られている点に関し、「よく分からない規定。東京は最大の消費地。国がこれからどういう規定を設けるか知らないが、（国に）先んじて、条例でも原産地の表示がすべてに及ぶという規定を積極的に考えていきたい」と発言。